

1991年5月10日  
(平成3年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

重度心身障害者医療費助成業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1991年（平成3年）4月26日付で諮問された、重度心身障害者医療費助成業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、重度心身障害者医療費助成業務に係るコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 藤沢市では、重度心身障害者の経済的負担の軽減を図るため、「藤沢市重度心身障害者医療費及び看護料助成条例」に基づき、医療費及び看護料差額の助成を行っている。
- ・ これらの業務は、現在すべて手作業で行っているが、年間の助成対象者は延べ25,000人にも及び、助成件数も30,000件を超えるため、医療機関からの請求に基づく受給者の資格審査や、台帳の異動等の処理に相当の時間を要している。
- ・ また、受給者証の更新は一括して行うため、その書き替え作業は短期間に膨大な事務量を必要とし、迅速性や正確性にも欠けるなど、業務の円滑な執行に支障が生じてきている。
- ・ このため、これらの業務の基礎となる受給者台帳（受給者証交付申請書）をコンピュータ入力し、迅速な資格審査や正確な異動処理を可能にするとともに、受給者証の更新についても自動打出しを可能にすることにより、事務の効率化と市民サービスの向上を図るものである。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、重度心身障害者医療費助成業務に係るコンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 本業務を円滑かつ適正に行うためには、助成対象者を的確に把握し、迅速な資格審査や正確な異動処理を行うことは不可欠といえるが、現行の方法では、多数の対象者と大量の助成件数に対応することは困難であると認められる。

② また、受給者証の更新についても、書き替えをすべて手作業で行うことは非効率的であるとともに正確性にも欠けるおそれがあり、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、助成対象者の基本的事項及び資格取得年月日、保険の種別、受給者番号のほか、障害の程度、傷病名まで入力されることになるが、これらはすべて受給者台帳に記載された必要項目であり、また台帳管理という趣旨からすれば、十分な安全対策、保護措置を講じることができれば問題はないといえる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務は、単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、個人情報の適正な取扱いと安全確保のために必要な事項を定めた「重度心身障害者医療費助成業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運用されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上